

○ 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十二号）

改正後		改正前	
別表第五		別表第五	
保険の種類	保険料基準	保険の種類	保険料基準
	リスク 対象金額		リスク 対象金額
[略]	リスク 係数	[同左]	リスク 係数
	リスク 対象金額		リスク 係数
[略]		[同左]	
貨物保険		積荷保険	
その他の保険 (自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。)		その他の保険 (自動車賠償損害責任保険及び金融保証を除く。)	
備考		備考	

[1～5 略]

- 6 外国保険契約に係るものについては、船舶保険又は貨物保険以外に該当する保険契約について、保険の種類が困難な場合において、当該保険契約をその他の保険に区分することができる。
- 7 外国保険契約に係るものについては、船舶保険又は貨物保険に該当する保険契約（該当の有無が不明である保険契約を含む。）について、保険の種類が困難な場合においては、当該保険契約を船舶保険に区分することができる。

8 [略]

別表第六

[略]

- 1 [略]
- 2 a、b、c、d、e及びfは、それぞれ火災保険（家計地震保険を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、貨物保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）について、別表第五のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

別表第七

保険の種類		

[1～5 同左]

- 6 外国保険契約に係るものについては、船舶保険又は積荷保険以外に該当する保険契約について、保険の種類が困難な場合において、当該保険契約をその他の保険に区分することができる。
- 7 外国保険契約に係るものについては、船舶保険又は積荷保険に該当する保険契約（該当の有無が不明である保険契約を含む。）について、保険の種類が困難な場合においては、当該保険契約を船舶保険に区分することができる。

8 [同左]

別表第六

[同左]

- 1 [同左]
- 2 a、b、c、d、e及びfは、それぞれ火災保険（家計地震保険を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、積荷保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）について、別表第五のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

別表第七

保険の種類		

	地震災害リ スク相当額	推定正味支払 保険金の算出 方法	風水災害リ スク相当額	推定正味支払 保険金の算出 方法
[略]	[略]			
貨物保険				
[略]				
備考 [略]				
	地震災害リ スク相当額	推定正味支払 保険金の算出 方法	風水災害リ スク相当額	推定正味支払 保険金の算出 方法
[同左]	[同左]			
積荷保険				
[同左]				
備考 [同左]				
備考 表中の「」の記載は注記である。				